

群馬県情報公開条例施行規程 (平成16年4月1日警察本部告示第1号)

最終改正:令和5年3月31日警察本部告示第3号

改正内容:令和5年3月31日警察本部告示第3号[令和5年4月1日]

○群馬県情報公開条例施行規程

平成16年4月1日警察本部告示第1号

改正

平成17年3月31日警察本部告示第1号
平成17年9月30日警察本部告示第4号
平成18年12月22日警察本部告示第3号
平成21年3月25日警察本部告示第1号
平成23年9月1日警察本部告示第1号
平成26年3月11日警察本部告示第1号
平成28年3月22日警察本部告示第1号
平成29年4月14日警察本部告示第1号
令和元年9月27日警察本部告示第1号
令和3年3月12日警察本部告示第1号
令和5年3月31日警察本部告示第3号

群馬県情報公開条例施行規程を次のように定める。

群馬県情報公開条例施行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し群馬県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が行う情報公開に関する事務等について必要な事項を定めるものとする。

(開示請求)

第2条 条例第12条第1項の開示請求書は、公文書開示請求書（別記様式第1号）とする。

2 前項の公文書開示請求書の提出場所は、群馬県庁内の県民センター又は警察署とする。ただし、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出された場合又はファクシミリ装置を用いて送信する方法により提出された場合（警務部広報広聴課に設置されたファクシミリ装置により受信したときに限る。）は、この限りでない。

3 条例第12条第1項第3号の実施機関が定める事項は、求める開示の実施の方法とする。

(実施機関が定める職)

第3条 条例第14条第2号八の実施機関が定める職は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察の職員をもって充てる職とする。

(公文書開示決定通知書等)

第4条 条例第18条第1項及び第2項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（別記様式第2号）
 - (2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（別記様式第3号）
 - (3) 公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書不開示決定通知書（別記様式第4号）
- (決定期間延長通知書等)

第5条 条例第19条第2項の書面は、決定期間延長通知書（別記様式第5号）とする。

2 条例第19条第3項の書面は、決定期間特例延長通知書（別記様式第6号）とする。

(事案の移送通知書)

第6条 条例第20条第1項の書面は、公文書開示請求事案移送通知書（別記様式第7号）とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条 条例第21条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
 - (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - (3) 意見書の提出先及び提出期限
- 2 条例第21条第1項及び第2項の規定による通知は、公文書の開示に係る意見照会書（別記様式第8号）により行うものとする。
- 3 条例第21条第1項及び第2項の意見書は、公文書の開示に係る意見書（別記様式第9号）とする。
- 4 条例第21条第3項の書面は、公文書を開示決定した旨の通知書（別記様式第10号）とする。

(文書等の写しの交付方法)

第7条の2 条例第22条の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方法については、その保有する処理装置により、容易に当該文書等の開示を実施することができる場合に限る。

- (1) 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付

- (2) 当該文書等を乾式の複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラー（白黒以外の単色を含む。以下同じ。）で複写したものの交付
- (3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（条例第2条第4項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付
（閲覧の制限等）

第8条 警察本部長は、公文書の閲覧又は視聴をするものが当該公文書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

2 公文書の開示を行う場合において、公文書の写し等を交付するときの交付の部数は、開示請求に係る公文書1件につき1部とする。

第9条 削除
（出資等法人）

第10条 条例第41条第1項に規定する実施機関が定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 公益財団法人群馬県防犯協会
(2) 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、情報公開に関する事務等については、知事が行う情報公開に関する事務等の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（警察本部長が行う情報公開の事務等について必要な事項の告示の廃止）
- 2 警察本部長が行う情報公開の事務等について必要な事項の告示（平成14年群馬県警察本部告示第1号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日警察本部告示第1号）

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の群馬県情報公開条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成17年9月30日警察本部告示第4号）

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の群馬県情報公開条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成18年12月22日警察本部告示第3号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月25日警察本部告示第1号）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の群馬県情報公開条例施行規程の規定によりなされている公文書の開示請求については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の群馬県情報公開条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成23年9月1日警察本部告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月11日警察本部告示第1号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の群馬県情報公開条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成28年3月22日警察本部告示第1号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月14日警察本部告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日警察本部告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月12日警察本部告示第1号抄）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の群馬県情報公開条例施行規程別記様式第11号による意見書については、改正後の同様式により提出されたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前の群馬県情報公開条例施行規程又は群馬県個人情報保護条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和5年3月31日警察本部告示第3号）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の群馬県情報公開条例施行規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。